神田川 Q&A

(善福寺川、妙正寺川、江古田川を含む)

●河川区域・河川保全区域について

	問い合わせ内容	回答	所管部署
1	河川区域を教えてほしい	当該地の平面図の閲覧は窓口のみで可能です。 担当が出張している場合もありますので、来 所の際は事前に連絡してください。	第三建設事務所 工事第二課 測量担当 TeL03-3387-5372
2	河川保全区域を教えてほしい	神田川水系には、河川保全区域の設定はありません。	第三建設事務所 管理課 管理担当 TaL03-3387-5133
3	河川沿いの土地の測量を行いたいが、座標 値入りの図面がほしい	当該地の平面図の閲覧は窓口のみで可能です。 なお、敷地構成図など座標値の入った図面等の提供は、土地所有者本人もしくは土地所有者の委任状が必要です。 担当が出張している場合もありますので、来所の際は事前に連絡してください。	第三建設事務所 工事第二課 測量担当 TeL03-3387-5372
4	河川沿いの土地の売買を考えているが境界 を確定したい	当該地の境界が確定されているかの確認は窓口のみで可能です。 境界が確定されていれば、閲覧および複写することもできます。(有料) また、境界が確定されていない場合、境界確定を申請することができます。 担当が出張している場合もありますので、来所の際は事前に連絡してください。 受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00	第三建設事務所 管理課 道路台帳担当 Ta.03-3387-5097
(5)	河川沿いの土地で家の建替えを考えている が河川法による規制はあるか	河川区域内での作業が無ければ必要ありません。 ただし、地下室を作るなど深く掘削する場合、護岸や管理用通路に変状等の影響がない方法で工事をしてください。影響があった場合、補償していただくことになります。 担当が出張している場合もありますので、来所の際は事前に連絡してください。	第三建設事務所 工事第二課 工務担当 Ta.03-3387-5137
		建築工事などで、河川区域に一時的に足場 等が入る場合でも占用許可が必要になります。 所管部署にご確認ください。 また、河川沿いの通路が、建築基準法の接 道要件を満たすか、事前に建築審査窓口にご 確認ください。	新宿区 みどり土木部 土木管理課占用係 1a.03-5273-3574 中野区 都市基盤部 道路分野 道路占用・監察担当 1a.03-3328-5526 杉並区 都市整備部 土木管理課 占用係 1a.03-3312-2111(代表)